

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

あきる野市長 殿

(甲) 請負者（債権譲渡人）住所

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(乙)（債権譲受人）住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

債権譲渡人（以下「甲」という。）があきる野市（以下「市」という。）に対して有する工事請負契約書（市と甲との間で締結された 年 月 日付け 契約番号あ総契第 号の工事請負契約書）に基づく下記の未完成工事代金債権を、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日建設省経振発第8号、平成14年12月18日国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号等。以下「国土交通省通達」という。）に基づく「下請セーフティネット債務保証事業」（以下「保証事業」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、乙に譲渡することにつき、工事請負契約書約款第4条第1項ただし書に規定する承諾を頂きますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第42条に規定する「かし担保責任」は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し、引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第48条第1項の既済部分の検査に合格し、引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工 事 件 名

(2) 工 事 場 所

(3) 契 約 締 結 日

(4) 工 期

(5) 請 負 代 金 額

(6) 支 払 済 前 払 金 額

(7) 支 払 済 中 間 前 払 金

又は部分払額

(8) 債 権 譲 渡 額

((8) = (5) - (6) - (7))

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とします。

この場合、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を市に提出します。

(表)

- 2 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産等時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押え、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 4 甲倒産等時の下請企業等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行い、市には一切御迷惑をお掛けいたしません。
- 5 乙においては、国土交通省通達及び方法書等の保証制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。
- 6 保証制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 乙は、請負契約に基づき市が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲及び乙は、保証制度に係る国土交通省通達及び方法書等一般財団法人建設業振興基金が定める諸規定及び「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱について」並びに工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属 _____
職・氏名 _____
電話番号 _____

あ 総 契 第 _____ 号
年 月 日

(甲) _____ 殿

(乙) _____ 殿

発注者 あきる野市長

債権譲渡承諾書

上記の未完成公共工事に係る工事代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議をとどめて、工事請負契約書第4条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事請負契約書第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

以 上

(裏)